

R4年度第41回大津市景観審議会における意見と対応

			資料2
分類	NO.	意見	質問・意見に対する対応
全体	1	いろいろなパターンを想定しながら、素案を引いてみた中で、目的地になかなかとり着かないということがあったため、目次の部分をもう少し充実した方がいいのではないかと、各章のスタート部分に、その章の内容を紹介するような文章が、書かれていたらどうかと感じた。また、素案全体の文章が同じ調子で書かれているので、抑揚がないというような印象で、ものを見つけにくいと思った。	修正を行った「第2次大津市景観計画(素案)」において、市民をはじめとした多くの方がわかりやすいように資料3に示すように章の構成を変更しました。 具体的には、序章にて、策定の背景と目的、計画の位置付、景観づくりの基本的な考え方、基本方針、区域など基本情報を記載しました。 【序章1～序章5参照】
	2	「景観エリア」、「景観地域」、「都市計画に関する区分」などを巻末の用語集だけではなく、できるだけ前の方にまとめて、大津市固有の「湖岸軸」、「河川軸」等は景観に関わる一般的な分類内容と共に明示的に書いていただくと、事業者も我々市民も分かりやすいのではないかなと思う。	また、第1章2に大津市の景観特性と区分の項目を設定し、「景観地域」、「景観エリア」、「湖岸軸」、「景観重点地区」、「都心景観路」等を明示しました。 【1章-1～1章-6参照】
	3	序章の前にある「届出制度」の一覧表について、重点地区・重点地区以外の景観エリアの表にそれぞれ「(は)開発行為」と書いてあるが、“開発行為”と聞くと、市民は造成工事だけではなく、木を切ったり、山を削ったりするような色々な行為もイメージされると思うが、ここでいう「開発行為」はどのような行為を対象としているか。 素案の「第2章1(1)③開発行為」によると、「都市計画法第4条第12項に規定する開発行為」とあるが、市民にとって、ここでいう開発行為は、何が該当するのかよく分からないのではないかなと思う。	これらの記載内容の詳細については、令和5年度第1回専門部会にて協議いただく予定です。 合わせて、第2章には地域・地区ごとの事項について、第3章には景観重点地区に関する事項について、第4章には眺望景観保全地域における事項についてまとめて記載しました。
	4	序章の前にある「届出フロー」の図に、まず自分の行為をしたい場所が、どの用途地域に当たるのか、確認してもらいたいことを書いたほうがいいのかも少し悪いと思っている。	そのうえで、第1章1に「大津市の景観形成の進め方」の項目を設定し、本書の使い方のガイドを記載することとし、いろいろなパターンを想定した場合に、目的地にたどりつきやすい構成としました。 【1章-1参照】
	5	「大津市歴史的風致維持向上計画」の関係で、大津市のホームページから「大津百町デジタル今昔マップ」を見ることができるようになり、昔の大津の様子を確認できるなど、大変興味深く観ている。このような工夫が景観計画にもあると、市民の景観づくりに対する意識を啓発できるように感じた。 「My Townおおつ」で景観エリア図が確認できるだけでなく、市民が景観に関心を持つきっかけを与えるような工夫をして欲しいと思う。	第1章1の記載内容については、全体構成がまとまった後、案を示すこととし、令和5年度第4回専門部会にて協議いただく予定です。
	6	ページ番号の振り方について、「大津市歴史的風致維持向上計画」のように、章ごとにページを振る方が見やすいのではないかと。「3章1ページ」、「3章2ページ」というようにページ番号を付けていった方が、後から編集・改定するときに、全体を構成し直すことがないので、そのような場合も見やすくなるのではないかなと思う。	修正を行った「第2次大津市景観計画(素案)」において、「序章-1」「1章-1」のような章ごとに区切ったページ番号の振り方に変更するとともに、章、セクション等の階層毎のナンバリングや段付け等について、統一した形に修正しました。
	7	章ごとのページ番号付与、あるいは、章、セクション等の階層毎のナンバリングや段付け等について、もう少し統一した形にしていただけたら分かりやすく、読みやすくなると思う。	また、市民にとってなじみやすいように表現を「ですます調」に変更しました。
	8	計画書のレイアウトの部分について。今後、いろいろな景観の写真だとか、人が持っているような地域の地図など、多くの方に関心を持っていただけるような情報というのを、計画書の中に積極的に盛り込んで欲しいと思う。	写真や地図をレイアウトできるようスペースを設けて素案を修正しました。掲載する写真やイラストについては、今後の専門部会において協議いただく予定です。

R4年度第41回大津市景観審議会における意見と対応

分類	NO.	意見	質問・意見に対する対応
序章前文	9	2段落目の2行目のところに、「仏都」という表現があるのですが、“仏の都”というのは、あんまり聞きなれない言葉で気になる。	
序章第1大津市が目指す景観像	10	「序章 1 大津市が目指す景観像」の中に写真やイラストを準備するというので、素案に美しい写真を掲載していただいたが、もう一工夫がいると思う。 歴史的な景観とか、自然の景観とかはよく分かるが、市街地であったりとか、ビルが並ぶようなところだったり、あるいは、中層の住宅が出てくるようなエリアだったり、もう少しメリハリをつけて、写真を提示する方が良いのではないかと。 今回準備していただいた写真を提示して、これが大津市が目指している景観と言われても、少し理解されにくいのではないかと。	序章には、策定の背景と目的、計画の位置付、景観づくりの基本的な考え方、基本方針、区域など基本情報を記載することとしました。 また、景観づくりの基本的な考え方や基本方針については、文章と写真を合わせて用いることとし、わかりやすいものとなるように修正しました。 【序章1～序章5参照】 記載内容の詳細については、令和5年度第1回専門部会にて協議いただく予定です。
	11	「序章 1 大津市が目指す景観像」の項目の中にいきなり、大津市が目指す景観像ということで写真があるのは、ちょっと違和感がある。 テーマがあって、写真を選んでいくという形ではなくて、全体にイメージ写真の羅列があって、そこにそれぞれのキーワードが上から載せるぐらいの感じがいいのではないかと。	
第1章第1景観計画における良好な景観の形成に関する方針	12	「第1章 1(1)市全体における景観形成の基本方針」のところに、「古都大津の歴史的景観を守り、育てる」という項目の、後半部分、「…これらの景観を保全するとともに、都市化が進む中で失われつつある歴史的景観を、現代に再生する…」とありますが、これはどういうことを意図して書かれているのか。「…人々の心にうるおいを与える新たな価値のある歴史的景観を創造する。」ということなのですが、この“歴史的景観の創造”ということの意図が、古い建物をこうリノベーションするだけのようにも、聞こえてしまっていて。前からある文章だと思うが、今回の改定のタイミングで、検討いただければと思う。	【序章-4参照】 現時点で修正しておりませんが、令和5年度第1回専門部会にて、表現等も含め協議いただく予定です。
第1章第2地域における良好な景観形成に関する方針	13	各景観エリアの定義をまとめてくれたが、地形条件によって区分される景観エリアと、土地利用によって区分される景観エリアが別途あるところ、いきなり「市域は55の景観エリアに区分される。」との表記があって、これだけ読むと分かりにくい。地図等を作成していただくと分かりやすくなると思う。	第1章2に大津市の景観特性と区分の項目を設定し、「景観地域」、「景観エリア」、「湖岸軸」、「景観重点地区」、「都心景観路」等を明示したうえで、市域全域の景観地域と景観エリアが視覚的に把握できるように全体構造図を表す地図及び表を記載しました。 【1章-4～1章-6参照】
	14	景観エリアの定義が紹介されていて、最後に大津市域が55の景観エリアに区分されていると書かれているが、この景観エリアがどのように区分されているのかというのは、この部分の説明だけではなかなか理解しにくいと思うので、全体構造図を表す図を入れていただく方がいいと思った。	また、第2章2地域・地区ごとの景観形成に関する方針の項目において、地域・地区ごとに景観形成に関する方針と該当地域の地図をセットで掲載することにより視覚的に把握しやすいものになりました。
	15	「景観エリア別の景観形成方針」として、丁寧に各エリアの個別方針をまとめていただいているが、自分が住んでいる所がどうい方針なのかということが見つけにくいのではないかと。 整理をするのは、難しいかと思うが、せめて場所の名前がついているところだけ太字にするなど、景観形成の方針が見つけやすくなるような工夫をしていただければ、もう少し分かりやすくなるのではないかと。	地図については、今後修正し、記載内容の詳細と合わせて、令和5年度第2回専門部会にて協議いただく予定です。 【2章-1～2章-60参照】

R4年度第41回大津市景観審議会における意見と対応

分類	NO.	意見	質問・意見に対する対応
第1章 第2地域 における 良好な景 観形成に 関する方 針	16	<p>眺望点を増やそうという議論について。大津市全体を網羅するような、いろんなタイプのビューポイントがあるといいと思うので、びわ湖バレイ等のような町中の視点場とは、違った形の眺望景観の場所を視点場として追加して欲しい。こういった場所は、訪れる観光客の数もすごく多いので、こういった場所を積極的にビューポイントとしてPRIに取り組んでいくのは、すごく重要になると思う。</p>	<p>現時点で修正しておりませんが、重要眺望点については、令和5年度第3回専門部会にて協議いただく予定です。 【4章参照】</p>
	17	<p>例えば、「滋賀の眺望景観ビューポイント」の一つである、「びわ湖テラス」から見ることのできる眺望景観の保全を考えていくと、農地をどうしていくのか、森林の許可や農地転用をどう考えていくのかということが、課題になると思う。自然部局で対応しているようなレギュレーションに、どう対応していくのかというのを検討しないと、基本的には、このような眺望景観は保全できないと思う。</p> <p>今回の改定では、太陽光については多少踏み込んでいるが、それ以外のところも含めて、大津市の景観部局で対応できない部分に対しては、国道のレギュレーションを所管する国交省部局だけではなく、環境省部局、農水省部局とちゃんと連携するということがあってこそ眺望景観の保全につながると思う。</p> <p>いろいろ作業が増えてくるとは思うが、是非そういった関係機関と連携しながら、農地転用をどうするのか、自然・森林の許可をどうするのか、自然部局のレギュレーションときちんと連携していくことが、眺望景観を保全する上では、大事だと考える。</p>	<p>現時点で修正しておりませんが、景観形成の推進方策については、内容を充実させたいので、令和5年度第4回専門部会にて協議いただく予定です。 【6章-4参照】</p>
第3章 景観重点 地区にお ける景観 形成方針 と行為の 制限に関 する事項	18	<p>第3章は、最初に、重点地区3地区を説明して、その後、3地区の景観形成の方針を説明して、最後に届出対象の規模・行為制限に関する事項と続いていくような構成となっているが、第2次大津市景観計画が、自分のところがどういふところかということチェックする資料とするならば、むしろ地区ごとに各項目をまとめて書いていく方が見やすいのではないかなと思う。</p> <p>このようにすれば、今後、重点地区が増えていった時も、ページを増やしやすいうというメリットもある。</p>	<p>計画全体の構成を見直し、第2章には地域・地区ごとの事項について、第3章には景観重要地区に関する事項について、第4章には眺望景観保全地域における事項について、景観形成の方針と行為制限に関する事項を地区ごとにまとめて記載しました。 【2章、3章、4章参照】</p>
第4章 第5屋外 広告景観	19	<p>屋外広告物に関して、意匠や大きさ等、基準を書いているのは分かるが、現在掲出されている看板で届出が不要な看板には、ボロボロのものや、トタンがめくれていてすごく危険なものが、街中にいっぱいある。こういうものの排除なくして、景観形成が考えられないと思う。</p> <p>こういったことが、景観形成に関する方針に一切書いていない。重点地区はもちろん、一般の景観エリアにこういった看板があれば、すぐに撤去するようなことを考えなくてはならないと思うので、そういう文書を一文入れていただきたいと思っている。</p>	<p>現時点で修正しておりませんが、屋外広告景観の形成については、表現等も含め令和5年度第4回専門部会にて協議いただく予定です。 【5章参照】</p>

R4年度第41回大津市景観審議会における意見と対応

分類	NO.	意見	質問・意見に対する対応
第5章 景観形成の推進方策	20	市民の行動として、「良好な景観の保全形成に努める。」という言葉がよく使われているが、例えば、「良好な景観の実践に努める。」というように、もっとずばり書いた方がいいと思う。そういう言葉を積極的に使っていけば、市民もやらなくてはいけないのだということが分かると思う。	現時点で修正しておりませんが、景観形成の推進方策については、内容を充実させたいと、令和5年度第4回専門部会にて協議いただく予定です。 【6章参照】
	21	市民が、何をしたらいいのかということが、計画の中にはあまりないので、写真とか、イラストとか、そういうものを使いながら、身近な所で景観をつくるのも、大津市の目指す景観だということを示して欲しい。 これからパンフレット等を作られていくと思うが、もっとそういう身近なところにも、市民が実践する場があるということ、PRして欲しい。	
	22	「2 主体別の役割」のうち、「景観づくりと行政の推進体制」の図について。行政のところは、「国」・「滋賀県」・「大津市」と表示されているが、もっと詳しく書いた方がいいのではないかと。 「大津市」と書くのではなく、具体的に、農政部局や、森林部局、自然部局、文化財部局、道路部局と連携するとか、滋賀県土木交通部だけではなく、琵琶湖環境部や、森林部局、農政部局とも、連携を進めていくようなことも示すように。国との関係も、国交省だけではなくて、環境省、農水省とも連携しながら計画を実現していくということ、もう一歩踏み込んだ形で書いて欲しい。 「他分野も含めて行政は連携していきますので、市民・事業者の皆さんも是非協力してください。」というように書きぶりでないと、第5章の内容として不十分だと思う。 第2次大津市景観計画では、部局間の連携のところについても踏み込んでいただいて。景観アドバイザー制度の利用についても、他部局は景観に対して頓着していなかったり、農水部局や自然部局は、遠慮気味で、なかなか進まないというようなことがありますので、是非そういったところも、計画に示していただきたいと思う。	
	23	先ほどお話があった「びわ湖テラス」について、「琵琶湖国定公園」に含まれていて、既に「自然公園法」という法律で規制の網がかかっている。 こうした例もあるので、景観計画だけで対応しなくても、他の法律を所管する他部局と連携することで、守れる景観もあると思う。 そういった内容を、何か一文でも書いていただくと良いのかもしれないと感じた。	
	24	関係機関との連携について。堅田や南小松に内湖があるが、そういったところの景観を考えると、都市計画法だけではなく、環境や河川等、幅広い連携が必要になってくる。場合によっては、県や国との連携も重要になってくると思うので、いろいろなケースを想定した形で、ぜひ連携を深めて欲しいと思う。	